

八王子駅周辺地区での駐車場地域ルールを導入とその基本的枠組み(素案)について

1 報告趣旨

まちの防災性や回遊性、円滑な交通環境の形成を図るため、建築主の過度な駐車施設整備負担を軽減することを目的として、東京都駐車場条例（以下「都条例」という。）第17条第1項第1号等に基づく駐車場地域ルールの導入及びその基本的枠組みの素案をまとめたことから、報告する。

2 報告内容

(1) 駐車場地域ルールの導入について

八王子駅周辺では老朽建築物の割合が高く、まちの防災性向上の観点から市街地の更新が求められている。また、駅周辺では東京都駐車場条例に基づき附置義務駐車施設の整備が進んだ結果、駐車需要を上回る量の附置義務駐車施設が供給され余剰が生じていることに加え、回遊性の向上を促すうえでも、都条例に基づく建築物敷地内への附置義務駐車施設の設置原則が馴染まない場合がある。

以上を踏まえ、八王子駅周辺の附置義務駐車施設の実態及びまちづくりの方針を踏まえた地区独自の附置義務基準となる「駐車場地域ルール」を策定して建築主の過度な駐車施設整備負担を軽減することで、市街地の更新を促し、まちの防災性や回遊性、交通環境の向上を図るもの。

(2) 駐車場地域ルールの基本的枠組み(素案)

別紙 「八王子駅周辺地区での駐車場地域ルールの導入と基本的枠組み(素案)の考え方」

(3) パブリックコメント手続の実施

- ア 期 間 令和7年(2025年)7月1日(火)から7月31日(木)まで
- イ 周知方法 広報はちおうじ7月1日号、市ホームページ及びSNS
- ウ 閲覧場所 土地利用計画課、市政資料室、各図書館、市民部各事務所、各市民センター及び市ホームページ
- エ 提出方法 郵送、FAX、電子メール及び土地利用計画課窓口への提出
- オ 説明会 駐車場地域ルールの基本的枠組み(素案)を説明し、意見交換する場として説明会を実施

日時	場所
令和7年(2025年)7月11日(金) 午後2時から午後4時まで	八王子市保健所
7月12日(土) 午前10時から正午まで	同上

(4) 今後のスケジュール

- 令和7年(2025年) 7月 パブリックコメント手続の実施
- 10月 駐車場地域ルールの策定・公表
- 令和8年(2026年) 4月 駐車場地域ルール施行(運用開始)